

## 新型インフルエンザに関わる休業措置の実施方針

平成21年 5月21日

役員会 決定

平成21年 6月25日

役員会 改定

### 1. 措置の目的

学生及び教職員等（以下「構成員」という。）の健康保持に資するため、本学の管理下にある教育研究活動、キャンパス内での各種の接触を通じた新型インフルエンザの感染拡大を防止する。併せて、構成員に対する所要の支援を行い、感染リスクの低減、感染後の適切な処置を促進する。

### 2. 措置の内容

本学構成員から新型インフルエンザの患者が発生した場合、所定の期間、以下の臨時措置を講ずる。

なお、附属学校においては、地域の他の小・中学校及び特別支援学校の取扱いに準じた措置を講ずる。

#### ステップ1 休校、部分休校及び部分休業措置 (学内への感染拡大を防止するための措置)

- (1) 本学に通学する学部学生・大学院生等の授業に関しては、原則として休校とする。学外で実施される授業についても同様とする。ただし、患者の行動が限定的である場合など二次感染拡大の危険性が低いと判断される場合には、一部の部局、研究室についてのみ休校・休業とし、あるいは構成員を自宅待機とすることができる。
- (2) 学部学生等、大学院生等が実施する、あるいは参加する、上記授業以外のセミナー、カンファレンス等の集団を形成する活動を原則として禁止する。
- (3) 課外活動は原則として禁止する。(対外試合を含む)
- (4) 大学機能に必要な業務及び各研究室における研究活動(集団行動を伴わないものに限る)については、通常どおりの運営を行う。
- (5) 学部学生・大学院生等が参加する学外で行われる学会等に関しては、学会主催者の判断と指示に従って行動すること。参加する場合は、感染予防とまん延の防止に留意して行動すること。
- (6) 学内において行われる講演会等の集団行動は、原則として中止・延期する。  
なお主催者が本学でない場合は、これを中止・延期するよう要請する。
- (7) 前(2)～(3)及び(6)項に関する事業等について、なお実施を希望するときは、その代表者は、学長に個別に申し出を行い、その判断を得るものとする。

#### ステップ2 休業措置(学内の感染拡大に伴う措置)

- (1) 構成員の構内立ち入りの制限
  - ① 患者に対する指示または命令
  - ② 最低限の機能維持に必要な者以外への出勤自粛要請または待機命令
- (2) 第三者の構内立ち入り・各種営業活動の制限または全面禁止
- (3) 本学が学外で主催する各種集会の中止・延期
- (4) 構成員への通信媒体による情報提供、助言

### 3. 実施手順

#### ステップ1 休校、部分休校及び部分休業措置 (学内への感染拡大を防止するための措置)

- (1) 新型インフルエンザに関わる政府の各種行動計画等に基づき、関係機関から休校の要請があった場合、必要に応じて関係機関と相談しつつ、学長が当該措置を命ずる。
- (2) 前項に関わらず、構成員から患者が発生した場合、学長は、危機管理対策本部の意見を踏まえ、関係機関の要請を待たず、休校措置及び禁止・中止・延期を命ずることができる。ただし、患者の行動が限定的である場合など二次感染拡大の危険性が低いと判断される場合には、一部の部局、研究室についてのみ休校・休業とし、あるいは構成員を自宅待機とすることができる。
- (3) 休校、部分休校及び部分休業措置の命令に当たっては、発動する措置の内容ならびに休校、部分休校及び部分休業期間を当面「7日間」として明示する。休校、部分休校及び部分休業措置の期間の延長の可否や措置内容の変更については、適時に危機管理対策本部の意見を踏まえ、学長が決定する。
- (4) 休校、部分休校及び部分休業措置を命令した場合（期間の延長、内容の変更に関わる命令を含む）は、速やかに学内外に公表し、関係機関への報告を行う。緊急の役員・部局長合同会議等を適時に開催し、休校、部分休校及び部分休業措置の実施上の留意点について確認し、円滑な実施を期する。

#### ステップ2 休業措置（学内の感染拡大に伴う措置）

- (1) 新型インフルエンザに関わる政府の各種行動計画等に基づき、関係機関から休業の要請があった場合、必要に応じて関係機関と相談しつつ、学長が当該措置を命ずる。
- (2) 前項に関わらず、構成員から患者が発生した場合、学長は、危機管理対策本部の意見を踏まえ、関係機関の要請を待たず、休業措置を命ずることができる。
- (3) 休業措置の命令に当たっては、発動する措置の内容、休業期間を明示する。休業措置の期間の延長の可否や措置内容の変更については、適時に危機管理対策本部の意見を踏まえ、学長が決定する。
- (4) 休業措置を命令した場合（期間の延長、内容の変更に関わる命令を含む）は、速やかに学内外に公表し、関係機関への報告を行う。緊急の役員・部局長合同会議等を適時に開催し、休業措置の実施上の留意点について確認し、円滑な実施を期する。
- (5) 本学の最低限の機能維持に必要な者については、危機管理対策本部において各部局に照会し、速やかな管理・把握を行う。
- (6) 休業措置に関わる具体的な事務は、対策本部が統括する。

### 4. 措置期間中の管理体制

- (1) 役員、副学長、部局長、部長・事務長は、常時連絡をとること。また、必要に応じて本部等に参集することができるように対処する。  
なお、その他の非常参集要員の範囲は、各部局において適切に定めて運用する。
- (2) 危機管理対策本部の運営に必要なことは、危機管理対策本部において別に定める。